

9月2日 追加

質問	回答	備考
代理申請はできますか。	申請は、必ず支給対象事業者が行ってください。	
自署が難しいのですが、代筆が認められますか。	申請は、必ず支給対象事業者が行ってください。 ただし、申請にあたり自署ができないやむを得ない理由（身体的な理由など） がある場合に限り、申請者に確認のうえ、代筆を認めることができます。	

質問	回答	
施設ごとに申請することができますか。	●申請は、事業者単位とし、1事業者につき1回限りです。複数の施設を運営する場合は、まとめて申請してください。 ●なお、事業者は、法人及び個人事業主です。	
申請書に押印は必要ですか。	●押印は必須ではありません。	
委任状は自署でないといけませんか。	●委任者が個人の場合、必ず本人が自署してください。 なお、自署ができない場合は、コールセンター（0120-511-215）へご相談ください。	自署できない場合は、その理由を余白に記載したうえで記名してもらう。 押印は不要
支給要綱の支給額どおり申請してよろしいですか。そ	●支給額は、県で原油価格・物価高騰による影響額を試算し、施設種別や規模ごとに支給額相当の影響が出ていると判断した額です。 ●したがって、施設において改めて影響額を積算する必要はなく対象の施設であれば支給額どおり申請でき、特段の用途制限もありません。	
申請の受付期間はいつまでですか。	●申請受付期間は、令和7年8月18日（月）～10月9日（木）としています。	

質問	回答	
実績報告書の提出は必要ですか。	<ul style="list-style-type: none">● 実績報告の提出は不要です。● ただし、虚偽の申請があった場合など不支給要件に該当することが判明した時などは、応援金の返還となる場合があります。	
オンライン申請の場合、支給（不支給）決定通知書はどのように連絡がありますか。	<ul style="list-style-type: none">● 申請者あてに郵送させていただきます。	
郵送で申請する場合、簡易書留またはレターパックプラスに限定されているのはなぜですか。	<ul style="list-style-type: none">● 大切な書類の紛失などのトラブルを未然に防止するため、配送追跡・受取確認が可能な簡易書留またはレターパックプラス（赤枠の封筒）での郵送のみの受付とさせていただいております。	